

インボイス制度円滑実施推進に関する関係閣僚会議の開催について

〔令和5年9月29日
閣議口頭了解〕

1. 適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）の施行に当たり、インボイス制度開始後最初の確定申告時期までの間の施行状況をフォローアップし、運用上の課題などを把握・共有し、必要な対応策を講ずるため、インボイス制度円滑実施推進に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとするとともに、公正取引委員会委員長の出席を求めるものとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官
副議長 財務大臣
 経済産業大臣
構成員 内閣府特命担当大臣（金融）
 国家公安委員会委員長
 デジタル大臣
 総務大臣
 法務大臣
 文部科学大臣
 厚生労働大臣
 農林水産大臣
 国土交通大臣

3. 会議の下に、インボイス制度円滑実施推進に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
4. 会議及び幹事会の庶務は、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。